

2020年10月8日

関係者各位

一般社団法人 日本てんかん学会
理事長 池田昭夫
男女共同参画委員会
委員長 原 恵子

美容脱毛に関する声明

貴団体におかれましては、平素よりてんかん患者の社会参画にご協力いただき、ありがとうございます。
この度はてんかん患者の社会参画、および医学的観点・人権的観点からご配慮いただきたいことがございます。

一般における美容に対する意識の高まりとともに、てんかん患者が美容脱毛（医療およびエステティック）を希望されることがしばしばあります。一方で、てんかんであることを理由に美容脱毛を断られるケースが稀ではないと当学会会員より報告がございました。美容脱毛により発作が誘発されるケースは一般的ではなく、ほとんどのてんかんの方は美容脱毛を受けることは問題ないと考えます。当学会としましては、正当な理由なくてんかん患者へのサービス提供を断り患者の不利益を招くことがないよう、望んでおります。

つきましては、下記について、貴団体関係者様への周知をお願いしたく、ご配慮賜れますよう、心からお願い申し上げます。

1. 医療行為としての美容脱毛とエステティックにおける美容脱毛のいずれも、日本てんかん学会では禁忌としていません。
2. てんかん患者の7割は薬物療法により発作が消失し、普通に生活しています。例えば、道路交通法においても、2年以上発作が消失している患者では、普通自動車第一種運転免許の取得が可能です。
3. 閃光刺激で発作が賦活されるのは、てんかん患者の一部であり、多くのてんかん患者は光刺激で発作は賦活されません。光刺激に過敏性があるかどうか、本人または主治医にご確認ください。
4. 閃光刺激がてんかん発作を誘発するケースであっても、しっかりアイマスク等を行っていただくなど、光刺激が視野に入らなければ、美容脱毛における光が患者に対して閃光刺激となることを防ぎます。
5. 一部のてんかん外科的治療（迷走神経刺激療法）を受けたことのある患者については、創部付近について光療法行うことの可否について、主治医にご確認ください。
6. 問診票の病名にてんかんを挙げるのは不適切と考えます。「脳神経疾患等」とし、てんかんが差別の対象とならないよう、配慮をお願いします。
7. 平成28年4月1日に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）において、障害のある方に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否するような行為は「不当な差別的取扱い」として禁止されています。事業者が、正当な理由なく、障害があることを理由としてサービスの提供を拒否する場合は、障害者差別解消法に抵触する可能性があります。

末筆ながら、貴団体の発展を祈念いたします。今後とも当学会との連携をどうかよろしくお願い申し上げます。